

令和 8 年 度 事 業 計 画

はじめに

我が国の不動産登記制度および民事法制度は、現在、歴史的な転換期を迎えております。

令和 6 年 4 月 1 日に施行された相続登記の申請義務化は、その象徴的な制度改正であり、それに伴う環境整備策として、相続人申告登記や登録免許税の免税措置に加え、相続登記が必要な不動産を容易に把握することができるよう、登記官において特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度として、所有不動産記録証明制度が本年 2 月 2 日に施行されました。さらに、本年 4 月 1 日からは、不動産登記名義人の氏名・住所変更登記の義務化も施行されました。

これらの制度改正により、不動産登記制度は従来の「権利変動があったときのみ申請する制度」から「継続的な権利管理をを求める制度」へと進化したといえます。これは単なる制度改正にとどまらず、日本社会における財産管理の在り方そのものの変革であり、司法書士に対しても従来以上に積極的な役割が求められる時代の到来を意味するものともいえます。

また、民事裁判手続等のデジタル化に係る改正民事訴訟法が本年 5 月 21 日に全面施行され、新たな機能（新規申立て機能、電子送達機能、記録一覧機能および電子納付機能等）が追加された民事裁判書類電子提出システム「mints」の利用が義務付けられます。

「mints」の導入により、書類作成から提出までの一連の業務フローはデジタル中心へと移行し、郵送費や交通費の削減、時間短縮が見込まれます。司法書士は登記申請におけるオンライン手続に一定の馴染みがあるとはいえ、別のシステムであることから操作習熟が不可欠であり、さらなるデジタルリテラシーの向上が求められます。

三重県司法書士会としては、これらの制度転換を単なる業務量の増加として捉えるのではなく、司法書士制度の社会的意義を再定義する契機として受け止め、以下の視点に基づき令和 8 年度の事業を推進してまいります。

1 相続登記義務化後の新たな司法書士像の確立

相続登記の義務化は、市民にとって初めて「登記をしなければならない」という法的義務を明確に課した制度です。しかしながら、制度の周知は未だ十分とはいえず、また過去に発生した未了案件も多数存在しています。本会としては、相談会や広報活動を継続するだけでなく、①相続人申告登記制度の活用促進②長期未了案件の解消支援③相続発生前の予防的支援（遺言、家族信託、任意後見等）を通じて、司法書士が相続手続の入口から出口までを支援する専門職であることを広く社会に示してまいります。

2 氏名・住所変更登記義務化、法改正への対応

不動産登記名義人の氏名・住所変更登記の義務化の施行により、不動産登記制度は従来の「権利変動時に申請を行う制度」から、「継続的な権利管理を前提とする制度」へと大きく転換したといえます。

本制度は、所有者不明土地問題の解消および登記制度の実効性確保に資する重要な施策であ

る一方、その運用においては、制度の周知不足や実務上の課題も多く、過渡期にあるものと認識しております。

現時点においては、一般市民における制度認知が十分とはいえず、義務履行の実効性にはなお課題が残されています。また、検索用情報の申出制度についても、申出漏れや理解不足による不完全な手続の発生が懸念されるほか、既存の住所変更未了不動産への対応については、引き続き課題が残されています。

このような状況を踏まえ、本会としては、単なる制度対応にとどまることなく、本制度を契機として司法書士業務の高度化および新たな業務領域の創出を図る観点から、以下の施策を推進してまいります。

まず、制度の円滑な定着に向けて、市民に対する周知活動を強化するとともに、相談会や広報を通じて、義務内容および手続方法の理解促進を図ります。

あわせて、近年の様々な法改正における実務上の留意点について、会員に対する研修を充実させ、手続の正確性の確保に努めてまいります。

3 空き家・所有者不明土地問題等

空き家・所有者不明土地問題は、地域社会の持続可能性にも直結する重要な課題です。

また、財産管理制度や相続土地国庫帰属制度など、新たな法制度が整備されるなか、司法書士が果たす役割は拡大しています。

所有者不明土地等に関連する財産管理制度は、司法書士が財産管理人に地方裁判所から選任される仕組みになったことから、就任する司法書士については、津地方裁判所へ提出する所有者不明土地等に関する財産管理人名簿に登載する必要があり、本年度においても登載希望会員の募集を行うことは勿論、県下市町からの要請にも対応できるような体制づくりをしていきたいと思っております。引き続き、「空き家ネットワークみえ」との連携を図り、「司法書士＝相続登記の専門家」のイメージを市民に浸透させ、司法書士の紹介経路となる相談会等へ積極的に参加する事業展開を引き続き行うとともに、自治体向け財産管理人制度や農業支援促進のため一般社団法人全国農業会議所からの情報提供及び中立委員への就任並びに農業経営相談所への相談員派遣等の事業を促進していきます。

4 デジタル化・生成A I 時代における専門職の責務

デジタル化および生成A I の急速な進展は、私たちの業務に大きな変革をもたらしています。

これらは業務効率化の大きな可能性を秘める一方で、情報管理や倫理の在り方について新たな課題も提示しています。これからの司法書士には、「法的専門性」に加え、「デジタル対応力」と「倫理的判断力」が不可欠であると考えています。

本会としては、D Xスキルの向上支援、A I活用に関する検討、会務のデジタル化を推進し、新しい時代にふさわしい専門職像の構築を進めてまいります。

5 会員減少時代への対応と制度の持続可能性

会員数の減少は、本会の運営のみならず、司法書士制度の将来にも関わる重要な課題です。

本会において、新規入会の促進、若手支援、会務の効率化・合理化を進めるとともに、「司法書士という職業の魅力」を社会に発信していくことが不可欠であると考えています。

会員数の動向は、単なる数値の問題にとどまらず、本会の活動全体に影響を及ぼす基礎的要

素であります。今後も財政の健全性を維持しつつ、社会的使命を果たすために必要な事業を継続的に実施できる体制の確保に努めてまいります。

6. その他

(1) 成年後見制度

本年度もリーガルサポート三重支部と共催による研修会の開催や成年後見制度の利用促進基本計画の地域における活動、法定後見事務や報酬の在り方の見直し等に関する連携、成年後見制度・未成年後見制度・任意後見制度の推進のための相互協力を行います。

(2) 会議・研修会

本会で行う会議、研修等については、本会財政等を踏まえ、今後もWeb等を活用の継続を原則としながらも、引き続き、議論や理解を深めるための工夫（アクティブラーニング等）や会場出席も適宜取り入れていきたいと思っております。

(3) 執務体制

令和4年に改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）が完全施行され、司法書士に対しては現在の「本人特定事項の確認」に加えて「取引時確認」が求められることとなります（犯収法第4条関係）。取引時確認については、従来司法書士が行ってきた「人」「物」「意思」の確認のほか、取引目的や職業・事業内容の確認など、より詳細な確認事項と情報の保管が求められます。

また、「疑わしき取引の届出」は、弁護士・司法書士については、民事紛争の解決に関与し依頼者との信頼関係構築が必要であることを重視して、法律ではなく会則により規律されることになりました。司法書士が遵守すべき義務であることに変わりはなく、犯収法、会則、指針等の趣旨に沿った執務を行っていただくようお願いします。

司法書士行為規範（倫理）は、既に研修等で対応していますが、さらに会員個々の事務所において補助者を含め理解していただくことをお願いします。

(4) 長期相続登記未了土地解消プランについて

法務局が行う長期相続登記未了土地解消プランについては、引き続き一般競争入札に参加する予定です。

各部・各委員会の事業計画は次のとおりです。

総務部

1. 必要に応じ三重県司法書士会の規則・規程・指針等の見直し
2. 会員情報集配信システム「士連」の運営
3. 円滑な事務局運営の体制作り
4. 南海トラフ地震等の災害対策（マニュアルの見直し・備品管理等）
5. 司法書士業務賠償損害保険につき保険会社との連絡調整及び必要に応じ業務賠償損害保険に関する規定等の見直し
6. 会員からの業務に関する意見・疑問点等の情報収集及び法務局等との実務協議等の実施並びに会員への情報提供
7. 親睦事業開催の検討
8. その他、他の部・委員会の所掌に属さない業務の実施

財務部

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
 - (1) 一般会計及び会館特別会計予算の効率的・効果的な執行に向けて、会費等の収入状況及び毎月の支出状況の確認し、必要があれば部会において検討を行い予算の適切な管理執行に努める。
 - (2) 適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ執行状況等を適宜提供する。
2. 財務内容の検討
 - (1) 毎月の決算書等を確認し、必要があれば財務内容の検討を行う。また、年度末の決算書等に基づき部会において年間の財務内容の検討を行う。
 - (2) 効率良い事業執行と支出の抑制、両面を踏まえ収支均衡型の財務運営を目指す。
3. 会館の維持・管理等
 - (1) 会館及び付帯設備の定期的な点検・修繕等を行い、継続的な維持管理に努める。
 - (2) 経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、緊急性等を考慮し優先順位を定め、費用等を勘案しながら順次検討を行う。
 - (3) 特別検討事項
令和6年度に実施した耐震補強工事及びレイアウトの変更を伴う大修繕工事の結果を受け、今後、中長期に渡って会館を維持管理していくうえで必要となる大規模修繕及び什器備品等の入れ替えを、緊急性等を考慮し優先順位を定め、費用等を勘案しながら検討を行い、実施できるように努めたい。
4. その他
 - (1) 互助会について、今後の在り方について、引き続き検討を行う。
 - (2) 役員報酬について、報酬の適正額等について、引き続き検討を行う。
 - (3) 連合会で予定されている連合会会費の値上げについて、引き続き当会への影響等の把握に務め、対応を検討していく。

研 修 部

1. 業務・執務改善に関する研修を実施する。
2. 法改正等に関する情報収集・分析・研修を実施する。
3. 倫理に関する研修を実施する。
4. 年次制研修を実施する。
5. 新人研修(配属研修)を実施する。
6. 新入会員研修を実施する。
7. 本人確認業務等に関する分析・研究を行う。
8. 各部、各委員会、各支部、関連団体との共催により研修を実施する。
9. 日司連研修情報システム・日司連 e ラーニング・研修ライブラリの案内および研修会 DVD レンタル事業等を通して会員が年間 1 2 単位以上の研修単位を取得できる環境を用意する。
10. 会員が必要な研修単位を取得しているか否かホームページを通じ公表する。

広 報 部

令和 8 年度は、相続登記の義務化が 3 年目の期限を迎えることに加え、新たに住所変更登記の義務化という重要な法改正への対応が求められる年であり、市民への正確で分かりやすい情報提供が不可欠となる。また、昨年度プレ開催した親子法律教室を本格実施へと発展させ、子どもと保護者が法律に触れる機会を広く提供することが期待されている。さらに、従来から取り組んできた大学生向け広報活動についても継続し、若年層へのアプローチを強化する。

これらの新旧事業を効果的に進めるため、広報部はデジタル媒体と対面広報を組み合わせ、行政及び関係団体との協力関係を深めながら、組織の役割と価値を的確に伝える広報活動を展開する。

1. 広報活動（対外広報）

- (1) 市民法律支援事業部、総合相談センター及び空家等対策委員会等各部各委員会並びに法務局、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部及び三重県青年司法書士協議会等関連諸団体との連携による効果的な広報活動の展開
- (2) 大学等の教育機関との連携による学生を対象とした司法書士制度広報（司法書士の紹介講座、キャリアガイダンス等）の実施
- (3) 地方新聞・TV局・SNS などを利用した効果的な対外広報活動
- (4) 各支部との協力による広報活動及び支部広報活動に対する支援事業
- (5) ホームページの維持管理、見直し及び SEO 対策(SNS との連動など)
- (6) 広報ツール（パンフレット・リーフレット・ポスター等）の制作及び配布
- (7) 市民向け事業（講座・シンポジウム・法律教室など）の開催
- (8) 市民向け各種イベントへのブース出展

2. 広報活動（対内広報）

- (1) 速報みえの発行による各種情報の提供

3. その他

- (1) 既存事業の見直し

市民法律支援事業部

1. 総合相談センターの運営
2. 相続出前講座、親子法律教室、児童擁護施設での法律教室等の法教育事業
3. 司法アクセス困難地域における巡回相談会の開催
4. 日司連から要望される各種相談会への協力
5. 日本司法支援センターとの連携及び法律扶助の利用促進
6. 三重県多重債務対策協議会、市役所等の行政機関、法務局など他団体との連携及び事業の協力
7. 生活困窮者支援への助成制度、その他会員の業務についての助成制度の検討、創設、運営

特別委員会

非司法書士排除委員会

当委員会は司法書士以外の者が司法書士業務を行ったり、司法書士であるかのような紛らわしい名称を用いる等の行為（非司法書士行為）を排除することを目的として、以下の活動を行う。

1. 非司法書士行為の監視
 - (1) インターネット、ホームページ、広告等で非司法書士行為が疑われる内容の調査、監視を行う。
 - (2) 会員から非司法書士行為と疑われる事実についての情報提供を求め、寄せられた情報について調査を行う。
2. 会員向けに非司法書士行為に該当する行為等の周知を行う。
3. 調査マニュアルの改訂
統一された判断基準で調査が行えるように調査マニュアルの改訂作業を行う。

空き家等対策委員会

本委員会は、平成27年5月に完全施行された空き家対策特別措置法および所有者の把握が難しい土地等への対策に対応するための委員会として、平成28年2月の理事会で承認された委員会である。

各市町との協定締結や協議会への参加、そして具体的な業務の受託は各支部での対応をお願いすることになるが、本委員会は協定書や業務受託契約の内容を検討するほか、各地域での対応状況を各支部間において情報共有するとともに本会として全体の状況を把握し、問題点の洗い出しや対応方法を検討することを目的として発足した。

これまで12市町及び県との間で空き家対策に関する協定や所有者等調査業務委託契約を締結してきたが、引き続き各市町との協定及び業務委託の締結と協議会への司法書士の参画を進めていく。また、空き家ネットワークみえの構成員として、他団体と連携してその活動に参加していく。加えて、相続登記義務化等の民法・不動産登記法の改正及び所有者不明土地問題への対策として各市町や農業会議との間で新たな協定締結等、協力連携体制を構築していく必要が出てくることが予想されるので、本会としてこれに対応し、相続登記や所有者相続人調査、財産管理人就任等への司法書士業務へつなげる活動を行っていく。

1. 行政機関との協定書・受託契約書の内容検討及び協議
2. 各支部との情報共有・各支部への支援
3. 空き家相談会への相談員派遣や電話相談への対応
4. 他団体および行政機関との連携、空き家ネットワークみえの活動への参加
5. 市民向け啓発、広報活動
6. 所有者不明土地問題や法改正の研究
7. 改正空家特措法（令和5年法律第50号）の市区町が行う空家等管理活用支援法人の指定及び管理不全空家等に対する措置の対策